



はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会

170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル 3F

TEL:03 (5395) 2631 FAX:03 (5395) 2831 EMAIL:sougei@zjk.or.jp

2010 年 12 月 10 日 発行

「改正」障害者自立支援法(つなぎ法)が成立

12 月 3 日、改正障害者自立支援法（以下、改正法）が十分な審議がされないまま参院本会議で可決・成立しました。

改正法には、利用者の負担能力に応じた「応能負担」を原則とすることや「重度視覚障害者の移動支援の個別給付化」などが盛り込まれています。

そもそも全腎協は、今年 1 月に政府と自立支援法違憲訴訟原告団との間で交わされた基本合意文書の中で、「自立支援医療」の利用者負担が「当面の重要な課題」とされているにもかかわらず、改正法では低所得者の負担軽減が何ら改善されていないなどとして、同法成立に反対していました。その最大の焦点とされた「応能負担」は、他の複数の障害者団体等からも「現行の 4 段階による負担区分を応能負担と言い換えただけであり、費用の 1 割負担を条文化しているにすぎない」と疑問視する声が強く挙が

っています。「移動支援」の個別給付化については、地域の暮らしを支援する観点から、今回は重度の視覚障害者に限り、自立支援給付による移動支援サービスが創設されることになりました。重度視覚障害者以外の腎機能障害者を含む障害者らの移動支援は、障害者施策見直しの中でその在り方について「必要な検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる」という内容にとどまりました。

改正法は、2013 年 8 月までの廃止と新法「障害者総合福祉法（仮称）」施行までの「つなぎ」として位置づけられることがすでに閣議決定されています。当事者の願いに十分に応えた「新法」制定に向け、その重要方針の取りまとめの議論が始まった「障がい者改革会議推進会議」などで、一層の議論と運動を推進していくことが求められます。

送迎活動をはじめのための

「通院介護支援事業研修会」を開催

全腎協は、新しく通院送迎事業所の立ち上げを検討している組織を対象に、第 2 回通院介護支援事業研修会を 11 月 29 日・30 日、東京で開催しました。30 名が参加し、地域実情に即した通院支援策について活発な議論・意見交換を行いました。

一日目は、まず完成したばかりの「通院介護支援事業マニュアル」をもとに、馬場享通院介護対策委員と金子智常務理事を中心に、参加者

全員が患者会で通院送迎を行う意義や送迎活動に取り組む際の留意点について意見交換を行いました。

次に、馬場委員から、現在長岡市で進行中の透析者に限定した低額乗合い交通システムの構築にむけた取り組み事例が紹介され、有償運送運営協議会における患者会の積極的参加意義と

▼一日目の意見交換をする様子



(次ページに続く)

行政・運送事業者・医療機関との連携の重要性について認識を共有しました。

二日目の前半は、実際に有償の通院送迎事業所として活動している早川幹雄新見地区腎友会理事長と樋口一夫大和市腎友会会長から、地元地域の実情や立ち上げまでの経過、安定した活動を継続していく上での課題や工夫について、それぞれの実態が報告されました。

後半は、自宅から病院等までのドア to ドア移動を低額で利用できる乗合い交通「あづみん」を立ち上げて3年になる安曇野市社会福祉協議会から樋口眞常務理事・事務局長を招き、当交通システムの構築過程や運行状況、またその課題について学び、理解を深めました。同システムの成功には、地域住民（特に移動困難者）の視点が要であることや、運送事業者、社協、行政が一体で取組むことの重要性が繰り返し



講演する樋口眞安曇野市社協常務理事

強調されました。

参加者からは「送迎方法にいろいろな施策があることを学んだ。豊富な事例を紹介しながらの話は理解しやすかった」「今後の通院支援の方針を考える上で参考にしたい。通院送迎の実例が数多くあればその内容を（成功・失敗事例とも）、乗合い（デマンド）交通を含め広く教えて」といった感想が寄せられました。

各地のトピックス

福祉有償運送にタクシー利用券拡大-隣接市議会へ請願行動(すずらん)-

西東京市は、第3回定例会（9月議会）において、「腎臓病連絡協議会すずらん」が提出した障害者らに交付されているタクシー利用券のNPO等の福祉有償運送サービスへの利用を求める請願を全会一致で採択しました。

「すずらん」が福祉有償運送を展開している練馬区では、すでにタクシー券を使って送迎サービスを利用することができます。「すずらん」は、隣接する西東京市においてもタクシー券を使って同サービスの負担軽減ができないもの

かと、今夏から本格的に請願署名行動を展開していました。

現在、同市では身障手帳1～3級所持者などを対象に、一定の所得制限を設け月額3000円相当のタクシー利用券が交付されています。今後、心身障害タクシー利用券助成事業実施要綱見直しが行われ、市内で福祉有償運送の登録を済ませている7団体においても、来年4月からタクシー券が利用できる見込みです。

事務局 より

ボランティア講習会助成の範囲拡大

全腎協通院介護支援事業「ボランティア運転講習会助成」の対象人数枠が拡大されることが、10月に開催された全腎協第43回通常総会において確認されました。

運転講習会の参加費用の助成については、今

まで1事業所につき年間5名までとされていましたが、今年度より4月にさかのぼり、年間10名まで申請することができるようになります。助成金額や支払い基準、申請方法については従来とおりです。